議題２（委員会決裁事項（規則第３条第１号））

大阪府教科用図書採択地区の変更について

大阪府の教科用図書採択地区を別紙のとおり決定する。

　　平成31年２月21日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府教育委員会

〈参考〉

　［根拠規定］

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

（採択地区）

　第十二条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

　２　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

　３　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（指定都市に関する特例）

第十六条　指定都市（地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

（別紙）

大阪府の教科用図書採択地区を変更し、次のとおりとする。

大阪府教科用図書採択地区

|  |  |
| --- | --- |
| 採 択 地 区 名 | 所　　属　　地　　域 |
| 大阪市第１地区 | 此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区　 |
| 大阪市第２地区 | 北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区 |
| 大阪市第３地区 | 中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区 |
| 大阪市第４地区 | 天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区 |
| 豊中市地区 | 豊中市 |
| 池田市地区 | 池田市 |
| 箕面市地区 | 箕面市 |
| 豊能郡地区 | 豊能郡（能勢町、豊能町） |
| 吹田市地区 | 吹田市 |
| 高槻市地区 | 高槻市 |
| 茨木市地区 | 茨木市 |
| 摂津市地区 | 摂津市 |
| 三島郡地区 | 三島郡（島本町） |
| 守口市地区 | 守口市 |
| 枚方市地区 | 枚方市 |
| 寝屋川市地区 | 寝屋川市 |
| 大東市地区 | 大東市 |
| 門真市地区 | 門真市 |
| 四條畷市地区 | 四條畷市 |
| 交野市地区 | 交野市 |
| 東大阪市地区 | 東大阪市 |
| 八尾市地区 | 八尾市 |
| 柏原市地区 | 柏原市 |
| 富田林市地区 | 富田林市 |
| 河内長野市地区 | 河内長野市 |
| 松原市地区 | 松原市 |
| 羽曳野市地区 | 羽曳野市 |
| 藤井寺市地区 | 藤井寺市 |
| 大阪狭山市地区 | 大阪狭山市 |
| 南河内郡地区 | 南河内郡（太子町、河南町、千早赤阪村） |
| 堺市地区 | 堺市 |
| 泉大津市地区 | 泉大津市 |
| 和泉市地区 | 和泉市 |
| 高石市地区 | 高石市 |
| 泉北郡地区 | 泉北郡（忠岡町） |
| 岸和田市地区 | 岸和田市 |
| 貝塚市地区 | 貝塚市 |
| 泉佐野市地区 | 泉佐野市 |
| 泉南市地区 | 泉南市 |
| 阪南市地区 | 阪南市 |
| 泉南郡地区 | 泉南郡（熊取町、田尻町、岬町） |

備考　この表の適用については

１　大阪市立弘済小学校、大阪市立弘済中学校は、大阪市北区内にあるものとみなす。

２　大阪市立長谷川小学校、大阪市立長谷川中学校は、大阪市東住吉区内にあるものとみなす。